

京都府過疎地域自立促進方針

所管課：農村振興課

根拠となる法律：過疎地域自立促進特別措置法
(平成 28～令和 2 年度)

■ 趣旨

過疎地域自立促進特別措置法の要件に該当する京都府内の過疎地域において、地域維持が可能な人口の確保や、地域で生活可能な所得の確保、地域に定住可能な生活環境を実現し、過疎地域の自立を促進するための方針を策定しました。

■ 府内の過疎市町村（5市4町1村）

京都市（京北町）、福知山市（三和町、夜久野町、大江町）、宮津市、京丹後市、南丹市、笠置町、和束町、京丹波町、伊根町、南山城村

■ 基本方針と主な取組

○ 産業の振興

◆ 農林水産業の振興

農業農村整備事業や農地集積の促進による生産基盤の強化、6次産業化の推進、積極的な担い手の確保・育成対策の推進

◆ 地場産業の振興、企業の誘致対策、起業の促進、商業の振興、観光振興

◆ 雇用開発・能力開発等の推進

○ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

◆ 高速交通軸に円滑にアクセスする道路網、集落と中核的都市等を体系的に結ぶ圏域内道路網、農山漁村地域の活性化に資する農道等の整備促進

◆ 地域の実情に応じた生活交通の確保

◆ 情報通信設備整備と利活用促進

○ 生活環境の整備

◆ 水道施設、消防救急などの基礎的な公共施設・サービスのきめ細かい整備と活動強化

◆ 污水处理施設、公園、住宅、図書館などを整備し、快適でゆとりのある生活環境を創出

○ 高齢者等の健康及び福祉の向上及び増進

◆ 生涯を通じた健康づくり、介護保険制度の円滑な推進、就労と子育てを両立させることができる環境整備

○ 医療の確保

◆ 無医地区や医師不足地域における医療機能の充実

○ 教育の振興

◆ 学校施設の整備、通学バス路線の確保等通学条件の整備、生涯学習活動やコミュニティ活動の充実

○ 地域文化の振興

◆ 各地域における伝統文化の継承や地域文化の発展・創造を図るための取組を推進

○ 集落の整備

◆ 複数集落の連携による機能の再構築、空き家の活用等による移住・定住の促進

○ 環境の保全・資源の活用

◆ 自然を保全し、継承するとともに、自然環境の保全に資する計画的な地域資源（バイオマス、自然エネルギー等）の利活用により地域ビジネス等の事業化を図る